

○一般住宅にも住宅用防災（火災）警報器の設置が義務付けられました!!

第32回 小路良吉旗争奪社会人軟式野球大会

室と3階の階段

1階及び3階又は3階

に寝室がある場合は、寝

室と1階及び3階の階段

④前述①～③に該当しない

階で、7平方メートル以

上の居室が5以上ある階

の廊下（廊下がない場合

は階段）

※警報器は、寝室の数に

応じて設置が必要です。

（適用除外とする場合は、事

前に仁淀消防本部予防係に相

談してください。）

【設置基準】

○新築住宅：平成18年6月

1日から設置が義務付け

られます。

○既存住宅：平成23年5月

31日までに設置が必要です。

○煙式で、天井又は壁に簡単

に取り付けられ、音声や警

報音で火災を知らせます。

○電池タイプとAC100Vタイ

プがあります。

○電池が少なくなると警報し

ます。新しい電池を取り替

えてください。

※購入するときは、日本消防

検定協会鑑定に合格した「検

定マーク」のあるものが安

心です。

【設置場所】

全ての就寝の用（寝室）
に供する居室で、次の各部
分に設置が必要です。

①平屋建の場合：寝室のみ
②2階建住宅の場合：2階
に寝室がある場合は、寝
室と2階の階段

③3階建住宅の場合：1階
に寝室がある場合は、寝

室と2階の階段

増しており、特に死者の半数
以上が高齢者で、死に至った
原因の70パーセントは逃げ遅
れとなっています。

このため、火災からかけが
えのない生命を守るため、消
防法及び仁淀消防組合火災予
防条例の一部が改正され、全
ての一般住宅にも『住宅用防
災（火災）警報器』の設置が
義務付けられました。

【基準の特例】

消防法令の想定していない

ような高性能で特殊な警報器

や消火設備等が設置されてい

る場合や、既に住宅用火災警

報器と概ね同等の性能を有す

る住宅用防災（火災）警報器等、

又はこれに類する機器が設置

されている等の場合においては、

適用が除外されます。

（適用除外とする場合は、事

前に仁淀消防本部予防係に相

談してください。）

【期日】

3月5日（日）・12日（日）

抽選
2月22日（水）19時からいの
町立伊野公民館で抽選会を行

【場所】

いの町総合運動場野球場

【主催】

いの町体育

（伊野地区体育会）

【参加資格】

町内在住者又は勤務者又は

小路先生の教え子で編成し

たチーム

【参加チーム数】

先着8チーム

【申込締切日】

2月17日（金）午後5時15分

までに申込書を提出のこと

【提出先】

社会教育課

（伊野公民館内1階事務所）

2月17日（金）午後5時15分

までに申込書を提出のこと

までに申込書を提出のこと

までに申込書を提出のこと

【参加料】

8,000円（抽選会の当日

持参のこと）

全国フリーダイヤル
893-3221

0120-565-911

お礼

虹工房の皆様から

社会教育事業発展のために、

善意のご寄付をいただきました。

社会教育課

（伊野公民館内1階事務所）

いの町鹿敷 さくら病院

岡本和夫様から

故岡本静幸様香典返しと

して社会福祉基金へ多額の

ご寄付をいただきました。

いの町

紙上をもちまして厚くお
礼申し上げます。